

令和6年度 介護サービス等提供事業所に対する運営指導実施結果

1 運営指導実績

実施日	事業者名	事業所名	サービス種別
令和6年6月18日	社会福祉法人 多摩同胞会	府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター	認知症対応型通所介護
令和6年6月25日	有限会社 For You	レッツ倶楽部・府中	通所介護
令和6年7月2日	ヒューマンライフケア 株式会社	ヒューマンライフケア 府中の湯	通所介護
令和6年7月17日	社会福祉法人 多摩同胞会	地域密着型特別養護老人ホーム信愛緑苑	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
令和6年7月23日	株式会社 シンクハピネス	LIC居宅介護支援事業所	居宅介護支援
令和6年7月30日	株式会社 SOL	あくとかケア白糸台	居宅介護支援
令和6年8月7日	株式会社 やまねメディカル	かがやきデイサービス府中白糸台	通所介護
令和6年8月29日	社会福祉法人 太陽会	わたしの家 府中	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
令和6年9月4日	ALSOK介護 株式会社	グループホーム みんなの家・府中南町	認知症対応型共同生活介護
令和6年9月10日	株式会社 ケア21	たのしい家 武蔵府中	認知症対応型共同生活介護
令和6年9月17日	スターツケアサービス 株式会社	グループホームきらら府中中河原	認知症対応型共同生活介護
令和6年10月1日	株式会社 満月堂	デイサービス パーク郷土の森	地域密着型通所介護
令和6年10月8日	株式会社 ジロ寿・アシスト	シルバーエイジクラブ白樺	地域密着型通所介護
令和6年10月29日	社会福祉法人 正吉福祉会	小規模多機能型居宅介護 よつや正吉苑	小規模多機能型居宅介護
令和6年11月5日	医療法人社団 恵仁会	なごみ居宅介護支援事業所	居宅介護支援
令和6年11月19日	生活協同組合 パルシステム東京	生活協同組合パルシステム東京ケアマネジメントサービス府中陽だまり	居宅介護支援
令和6年11月26日	株式会社 アーバンハウスシステム	ケアプラン府中	居宅介護支援
令和6年12月5日	株式会社 ケアギバー・ジャパン	ナラティブケア府中若松	訪問介護
令和6年12月11日 令和6年12月12日	社会福祉法人 高生会	明日に架ける橋	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
令和6年12月19日	株式会社 ソラスト	居宅介護支援事業所ソラスト西府	居宅介護支援
令和6年12月23日	株式会社 ベネッセスタイルケア	ベネッセ介護センター府中白糸台	訪問介護
令和7年1月21日	医療法人社団 卓心会	指定居宅介護支援事業所いきいき	居宅介護支援
令和7年1月29日	医療法人社団 興也会	コートウエスト府中居宅介護支援事業所	居宅介護支援
令和7年2月4日	ミモザ 株式会社	ミモザヘルパーステーション	訪問介護
令和7年2月18日	社会福祉法人 正吉福祉会	居宅介護支援センター よつや苑	居宅介護支援
令和7年2月26日	パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニックエイジフリーケアセンター府中・ケアマネジメント	居宅介護支援
令和7年3月7日	社会福祉法人 安立園	安立園ホームヘルパーステーション	訪問介護
令和7年3月11日	医療法人社団 卓心会	居宅介護支援事業所いきいき府中西営業所	居宅介護支援

2 主な文書指摘の内容（※1）

サービスの分類	主な指摘事項（※2）
居宅サービス	通所介護計画は、居宅サービス計画に沿ったもの（期間も含め）を作成すること。
	通所介護サービスを提供している時間帯は、生活相談員を1以上確保すること。
	通所介護の提供により発生した事故について、市に報告すべき案件は適切に報告すること。
	訪問介護の提供により発生した事故について、市に報告すべき案件は適切に報告すること。
	訪問介護事業者は、事業所における感染症の予防及びまん延防止のため、感染症の発生時を想定した訓練を、定期的（年1回以上）に実施すること。
地域密着型サービス	職員の資質向上のため、資格を有さずに介護に携わる職員に対しては、認知症介護に係る基礎的な研修を受講する機会を設けること。
	認知症対応型共同生活介護の提供により発生した事故について、市に報告すべき案件は適切に報告すること。
	地域密着型通所介護事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に必要な措置を講ずること。
	地域密着型通所介護事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催及び定期的な訓練を実施すること。
	地域密着型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その内容を従業者に周知徹底すること。
施設サービス	入所者全員の口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に実施すること。
	計画担当介護支援専門員は、定期的に入所者に面接してモニタリングを行い、その結果を記録すること。
	策定した業務継続計画について、従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること。
	施設サービスの提供により入所者に事故が発生した場合で、市に報告しなければならない案件は速やかに報告すること。
	短期入所生活介護事業者は、利用者や利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ること。
居宅介護支援	居宅介護支援事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底すること。
	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師等の指示を求め、意見を求めた医師等には居宅サービス計画を交付すること。
	アセスメントの結果について、内容が分かるように記録を適切に残すこと。
	サービス担当者会議を開催した場合は、会議の要点又は担当者への照会内容について記録すること。
	利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者家族の同意を得ること。

※1 事業所から文書で改善を求める必要がある指摘の内容です。

※2 運営指導における確認作業は、原則サンプル抽出方式での確認となりますので、抽出したサンプルにおいて検出された指摘事項となります。